

# 表 彰 規 程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本PTA全国協議会定款第4条第1項第5号に定める顕彰に関し、必要な事項を定める。

(種類及び方法)

第2条 表彰は、次の各号のとおりとする。

(1) 日本PTA会長表彰

この法人の活動にあたり顕著な功績をあげた団体または個人に対し、年次表彰式において、表彰状を授与する。

(2) 日本PTA会長功労表彰

PTA活動にあたり顕著な功績をあげた個人（ただし、日本PTA会長表彰の受賞者を除く。）に対し、記念式典において、感謝状を贈呈する。

(3) 全国研究大会開催地表彰

全国研究大会の主管を務めた地方協議会に対し、その大会において、感謝状を贈呈する。

(4) 全国研究大会開催功労表彰

全国研究大会の開催について顕著な功績をあげた個人に対し、年次表彰式において、感謝状を贈呈する。

(5) 日本PTA役員功労表彰

この法人の役員を務め退任する個人に対し、退任した定時総会において、感謝状を贈呈する。

(6) 地方協議会代表者功労表彰

地方協議会代表者を務め退任する個人に対し、退任した定時総会において、感謝状を贈呈する。

(7) ブロック研究大会開催地表彰

ブロック研究大会の主管を務めた地方協議会に対し、その大会において、感謝状を贈呈する。

(8) その他の表彰

上記のほか、この法人またはPTA活動にあたり功績のあった団体または個人に対し、表彰状を授与または感謝状を贈呈することができる。

2 前条第1号及び第2号の個人表彰は、1回限りとする。

3 表彰人数は、別表に定めるものを除き理事会で決定する。

4 表彰にあたっては、記念品の贈呈等を行うことができる。

(被表彰者の推薦)

第3条 地方協議会は、前条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する表彰については、所定の推薦書を指定された期日までにこの法人に提出する。なお、推薦書には別記の事項を記入するものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、三役会で選考し、理事会において決定する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和60年6月26日から施行する。
- 2 この規程は、平成2年3月30日から施行する。
- 3 この規程は、平成16年2月19日から施行する。
- 4 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和元年6月21日から施行する。

別表

種 類	表彰限度数		適 用
	団体	個人	
(1) 日本PTA会長表彰	2団体	4人	(地方協議会の会員数) 20万人未満
	3団体	6人	20万人以上30万人未満
	4団体	8人	30万人以上40万人未満
	5団体	10人	40万人以上50万人未満
	6団体	12人	50万人以上
(2) 日本PTA会長功労表彰	—	15人	
(4) 全国研究大会開催功労表彰	—	4人	

別記

(推薦書様式)

- 1 個人表彰には、次の事項を記入する。
  - (1) 現住所・職業・氏名・生年月日
  - (2) 経歴及び賞罰
  - (3) 顕著な功績をあげたと認められる事項
  - (4) その他参考となる事項
- 2 団体表彰には、次の事項を記入する。
  - (1) 所在地及び名称
  - (2) 会長名
  - (3) 設立年月日・組織及び沿革
  - (4) 運営の状況及びその成績
  - (5) 顕著な功績をあげたと認められる事項
  - (6) その他参考となる事項